

倒産防止共済手続き Q & A

下記記述の書類は弊社ホームページの倒産防止共済⇒各種書式から印刷してご利用下さい。
また掲載がない書類に関しては資料送付請求書で弊社からお取り寄せください。

Q 1 倒産防止共済に加入したい。

「契約申込書（様式 ㊦101）」「重要事項確認書兼反社会的勢力の排除に関する同意書」をご提出ください。

Q 2 申込書に口座確認は必要ですか。また、手順はどのようになりますか。

申込時の口座確認は必ず必要です。手順①申込書の必要事項を記入し、引き落とし口座に指定する金融機関に申込書を持参する。②窓口で「口座確認をする」「手続きは日税サービス西日本で行う」旨をお伝え下さい。③記入内容に問題なければ、金融機関が確認印を捺印する。④返却された申込書1枚目と2枚目左側を弊社にご提出。という手順になります。

Q 3 申込手続き後、証書としてどのような書類がいつ届きますか。

加入手続きの月から翌々月末後に、中小機構から「共済契約締結証書」および「加入者必携」が届きます。

Q 4 掛金月額を変更したい。

別紙“支払い手続きについて”をご参照ください。

Q 5 掛金を前納したい。

別紙“支払い手続きについて”をご参照ください。

Q 6 去年、1年分の掛金を前納しました。今年も申請する必要がありますか。

前納を希望する場合は、その都度申請が必要です。申請がない場合、月払いになります。
手続きについては、別紙“支払い手続きについて”をご参照ください。

Q 7 「前納申出書」を提出しましたが、残高不足で引き落としできませんでした。

翌月の掛金の引き落としは行わず、翌々月に未払いとなった月分をあわせて3か月分の引き落としされます。例えば、3月に引き落としができなかった場合、その12ヶ月分を分割で引き落とします。スケジュールは5月に3か月分、6月～翌2月までは1か月分ずつ引き落としとなります。

Q 8 掛金の引き落とし口座を変更したい。

「預金口座振替申出書（変更用）」（様式 ㊦105）に必要事項を記入し提出してください。

Q 9 契約内容（住所・代表者）の変更を変更したい。

「契約変更届出書（様式 ㊦113）」と添付書類をご提出下さい。

Q 10 契約内容（事業所名称）の変更を変更したい。

「契約変更届出書（様式 ㊦113）」「預金口座振替申出書（変更用）（様式 ㊦105）」と添付書類をご提出ください。

Q 11 一時貸付を受けたい。

「一時貸付金貸付請求書」および「金銭消費貸借契約証書」に必要事項を記入し、添付書類と中小機構へ直接送付してください。

Q 1 2 個人事業を法人化した場合、どのような手続きをすればよいですか。

個人事業を法人化（法人成り）した場合、条件を満たしていれば、3ヶ月以内に「契約承継申出書」を提出することで共済契約者の地位を引き継ぐことができます。

Q 1 3 解約をしたい。

「解約手当金請求書（様式㊦401）」に必要事項を記入し、添付書類とともにご提出ください。

Q 1 4 中小機構から共済契約者へ、どのような書類が送られてきますか。

書類送付時期は、都合により多少前後する場合があります。

送付する時期	書類の名称	対象の方と内容
随時	加入者必携	加入されたすべての方への制度の利用手引（加入約2ヶ月後の締結証書に同封）
	掛金の請求金額についてのお知らせ	未払いの掛金が1ヶ月分以上ある方への再請求の通知
	掛金積立て限度のお知らせ	掛金が積立て上限800万円に達した方への通知
	前納掛金のお知らせ	前納している掛金の充当期間が終了する方への通知（前納期間が終了する約1か月前に送付）
	掛金納付兼解除予告兼解除通知書	未払いの掛金が12ヶ月分以上ある方への契約解除予告通知
	一時貸付金に係る返済日等のお知らせ	一時貸付を受けている方への返済期日到来の通知
毎年2月下旬	掛金納付状況のお知らせ	毎年12月末時点で加入しているすべての方、および前年に解約した方への加入から前年12月末までに払い込んだ掛金合計額と、前年1年間の月ごとの納付状況